



島根県報

令和2年6月19日(金)

号外第79号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第408号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年6月19日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長			
県道	窪田山口線	出雲市佐田町左津目1031番3地先から同番7地先まで	前	メートル 5.82～ 11.88	メートル 45.51	出雲県土整備事務所	道路改良工事 拡幅	
			後	9.34～ 25.64	45.51			
〃	和江港大田市停車場線	大田市長久町長久イ84番地先から同イ446番1地先まで	前	A	6.00～ 28.00	761.00	県央県土整備事務所大田事業所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
				B	7.53～ 30.51			
		後	A	6.00～ 28.00	761.00			
			B	10.56～ 30.75	775.00			
大田市長久町長久イ380番1地先から同イ242番2地先まで	大田市長久町長久イ84番地先から同イ446番1地先まで	後	A	6.00～ 28.00	761.00	県央県土整備事務所大田事業所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			B	10.56～ 30.75				775.00

島根県告示第409号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年6月19日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	佐田八神線	出雲市佐田町反邊字淀田177番5地先から同字仲田202番6地先まで	メートル 253.00	令和2年 6月19日	出雲県土整備事務所	